

藤巻町 残された課題対応の進め方についての執行部の考え方

A 6月27日役員会でこれからの進め方を議論した。以下に概要メモを示す

(次ページ以降にこの会議の結果の具体的な進め方を記載)

第2次整備プログラム公表後の藤巻町自治会は基本的に「日常生活・住民交流を軸とした取り組み」を主題とするが、各区域において、【まちづくり(住環境改善等)】にかかわる問題が残っている。これは、問題をかかえる区域ごとに体制をつくり、必要な自治会支援をもとめながら取り組んでいただくことになるが、その体制を作り上げるための道筋は自治会全体の問題として執行部(藤巻の"さと"を育む会)が主導していく必要がある。その基本方針は自治会総会資料第3議案に記載されているが、再度確認しておく。

1 借地対応区域の住環境改善への取り組み方針

自治会の借地対応区域の諸課題解決の当面(10年単位)の基本的姿勢は、(令和3年開催の自治会総会第3議案補足説明のなかで記述されているように)「オアシスの森づくり事業」を「藤巻の森」で早期に緑地事業課に、着手してもらい、それに協力しながら、そのなかでそれに絡める形で主として私道地権者の無理解(いわば権利濫用)によってますます悪化する住環境の代替的な対策(排水対策、遊歩道整備)ともなる「人と自然との共生」のモデルを立案・提案し、実現させていくことである。

現在の進捗状況 と 今後の予定

i 行政当局は令和2年末より、藤巻区域での「オアシスの森づくり事業」のための借地手続き(樹林地主の意向調査および具体的な借地交渉)に入っている。

ii 令和3年秋ごろまでには、借地対象地の見通しがつき、現在の「公園事業中区域」「先行取得による公有地」も併せた事業範囲について行政当局の整理ができる見通しと聞いている。

iii その間、執行部は行政当局と非公式に接触し、状況確認しながら意見交換を重ねるが、見通しがついた段階で行政関係部局やアドバイザーその他協力をいただく専門家等の関係者にも加わっていただいて自治会主催の勉強会を開催する。

そのなかで藤巻の考えを説明し理解を得る。

これらの具体的な進め方については次ページに記す。

同時にオアシスの森づくり検討会に藤巻町の主張が反映されるようにメンバー選定その他についても働きかけをする。

この勉強会については、令和3年12月または令和4年1月ごろの開催(数回必要かも)を念頭において進めている。

(現在、まちづくり企画課 緑地事業課の関係部局と具体的な進め方を調整中)

iv それらの結果に基づき「藤巻の森」に関するオアシスの森事業の方向性・検討会の構成メンバー等が見えてきた段階で、あらためて行政による説明会をお願いする。

2 なお以前より問題となっている「藤巻町とその周辺」開発記念碑的な存在である白龍神社の取り扱いも、同時に解決したいと考えている。

基本的にはこの白龍神社ご神体とされるものは、宗教的なものではなく、昭和5年ごろ、現東山総合公園の上池より植田山一帯の開発を進めるにあたっての行事に使用された記念碑的な歴史遺産であり、藤巻町では、毎年秋「藤巻のさと発祥」の記念行事を行っているとして整理することにして、オアシス事業のなかで、市有地の公園敷地(現在の遊歩道区域が好ましい)に移設する方向で市と交渉していきたいと考えている。

3 9組・10組の一部 11組~13組の下水問題

関係個所住民の意見集約を急ぐ必要がある。

下水道局との折衝もあるが、まずは住民意見のとりまとめと私道所有者への申し入れの内容および具体的な提示方針をまとめること。

代表者を早期に決定し、自治会の支援内容もかためたい。

B 前頁を具体的に進めるために 7月25日組長会でお伝えしたいこと

1 借地対応区域の住環境改善について オアシスの森づくり事業への対応

12月ごろには行政関係者にも参加してもらい自治会主催勉強会を開催する方針である。

それまでに下記の事項を整理したい。別途早急に有志によびかけ検討チームをたちあげ、11月までにまとめたい。(非公式に行政とも情報交換しながら進めたいと考えている)

検討チームは、オアシスの森づくり事業にあたって藤巻町の準備として必要なことを整理して方向を定める。その結果をもって自治会主催勉強会、及びその後始まる(藤巻の森)オアシス森づくりの行政による検討会に参加する。

***「基本的な戦略」 藤巻町としてどうしても実現したいことは何か。**

関係住民の望みを、市民目線の森づくり関係者のなかでどの程度まで主張できるか
居住住民区域・藤巻町全体・西山学区の集約意見として整理しておく。

1 非公式な行政との接触等を通じて、オアシス事業の樹林地整備で、行政にどこまで住環境改善に寄与する事項を組み込んでもらうことができるかを見極めることが必要である。

例えば【路整備に関して、行政はどこまで踏み込むことができるか(最初の整備・路普請 その後の日常管理両面で) 自治会・住民でできることはどこまでか】

行政には最低限でも【樹林地より流れ込む水流等の散策路。通路への流れ込み阻止の方策。あわせて生活用水の処理への道筋をつける整備】を願いたい。

2 行政関与の範囲を広げるために【借地対応の範囲を広げる。例えば一部私道を借地対応の対象にできないか】オアシスの森づくり事業実施要綱や事務取扱要領から不可能とはいえない。

魅力ある森・それに沿った路 防災拠点としての広場の役割 それも含めた総合のものが樹林地・緑地であるという観点を主張することは、オアシスの森づくり実施要綱・事務取扱要領をながめても違和感はないように思われる。

(ただ、借地対応不可(制度上、地主意向)の場合に備えた案も検討が必要。

例えば、隣接の路沿い名古屋市所有地の整備をすることによって路の荒廃を防ぐ 次善の提案も準備しておく必要がある。)

***検討チームで具体的に考える例**

○ 【藤巻町の願う「オアシスの森づくり事業」の姿】 の設定・提言

散策路とそれに準ずる通路(一部みなし道路)をできるかぎり広く行政の管理すべきオアシス通路という形にもちこむ。

最低限道路を市所有山林の雨水通路にしない。

水流制御 安全な散策路 を張り巡らす

そこに建築基準法3号道路を組み合わせる。

3号道路のうち住民管理する以外に整備手段のない道路を減らす。

最低限、そこに周辺樹林地、住宅生活用水の通り道(みず路)にはしない。

(建築基準法道路、公園内道路 に対する行政の取り扱いも現在も、事情にあわせて適宜おこなわれているようである。高速道路東山トンネル上の公園事業着手区域および周辺の市所有地道路の取り扱いなどを例にして、柔軟な対応を働きかけることも可能と思わせるものがある)

さらに具体的に、オアシスの森に作られる散策路等に必要な施設とあわせ集水、側溝、トイレ用下水等の対応を行政と協議する必要がある、町内での基本的な考えをまとめておく必要がある。これを考えるにあたっては下記事項も整理しておく。

○ 区域で取り組むボランティア的なもの内容と分担 (自治会 区域住民)

自治会支援内容の整理

学区からの少なくとも精神的支援への働きかけ

【参考】以下に名古屋市ホームページ記載の行政が準拠している資料を示す
オアシスの森づくり に関する市の要綱

名古屋市役所ホームページ→暮らしの情報→生活と住まい→道路・川・みどり→みどり から
[名古屋市:オアシスの森づくり事業 \(暮らしの情報\) \(city.nagoya.jp\)](http://city.nagoya.jp)
(<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000137656.html>)

そのなかで

オアシスの森づくりパンフレット [oasisPanhu.pdf \(city.nagoya.jp\)](http://oasisPanhu.pdf)
(<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/cmsfiles/contents/0000137/137656/03.pdf>)

オアシスの森づくり実施要項 [03.pdf \(city.nagoya.jp\)](http://03.pdf)
(<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/cmsfiles/contents/0000137/137656/03.pdf>)

オアシスの森づくり事務取扱要領 [02.pdf \(city.nagoya.jp\)](http://02.pdf)
(<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/cmsfiles/contents/0000137/137656/02.pdf>)

オアシスの森づくり事業実施要綱

オアシスの森の指定についての項目

(オアシスの森の指定)

- 第3条 市長は、対象区域内の土地所有者と使用貸借契約を締結した土地(以下「土地」という。)と、市有地等を含めた一定の区域をオアシスの森として指定するものとする。
- 2 前項の土地の使用貸借期間は5年とする。ただし市長が特に認めるときはこの限りでない。
- 3 市長は、使用貸借期間が満了する前3か月前までに土地所有者から契約の解除の申出がないときは使用貸借契約を更新できるものとする。

オアシスの森づくり事業事務取扱要領
対象区域

(オアシスの森の対象区域)

- 第2条 要綱第2条に規定するオアシスの森の対象区域とは、現況が樹林地である土地を指す。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、現況が樹林地でない土地も対象とする。
- (1) 環境学習や休養など市民利用に供するうえで、市長が必要であると認める土地。
- (2) その他市長が管理上必要であると認める土地。

検討チームには、多くの方に参加していただきたく思っています。
参加をしていただける方は、自治会長（藤巻のさとを育む会会長）まで申し出てください。（執行部より、個々によびかけることもあるかと思いますが）

2 都市計画公園削除区域の下水道問題の解決のために 関係区域へのお願い

(一部の自治会役員を含む有志の方に以下の事項について、とりまとめを依頼しています)

公共下水道を私道内に敷設するための市の制度は下記のようなものがある。

それらを考慮のうえ、関係区域住民がどのように対処すべきか、とりまとめ早急に対応しないと、都市計画公園区域から（風致地区規制付きながら）一般の低層住宅地たる藤巻町の一部区域（30世帯程度）が公共下水道未設置区域として取り残されることになる。

区域住民の意向確認 並行して私道地主（とりあえず石垣氏その他）との接触
これに対し自治会が支援する必要があるれば内容を区域より提案願う。

【参考】以下に名古屋市ホームページ記載の行政が準拠している資料を示す
名古屋市の下水道に関する私道内下水道敷設等に関する制度と事務取扱
排水設備要覧

[名古屋市上下水道局 \(city.nagoya.jp\)](http://city.nagoya.jp)

(<https://www.water.city.nagoya.jp/>) から

事業者の方へ→工事及び委託関係図書→排水設備要綱類及び関係図書へ
排水設備要覧及び関係図書 | [名古屋市上下水道局 \(city.nagoya.jp\)](http://city.nagoya.jp)

(<https://www.water.city.nagoya.jp/category/20200tosyo/14041.html>)

の第4章 排水設備に関する設備と事務手続き

このうち 第4節 助成制度と事務手続き のうち p151 の

4 私道内下水道敷設 をお読みください

[37635.pdf \(city.nagoya.jp\)](http://city.nagoya.jp) (<https://www.water.city.nagoya.jp/file/37635.pdf>)

3 自治会の法人化問題

令和3年度の活動方針や今までの回覧板等での執行部からのお知らせ等に記載しているが、上記 1, 2（特に私道、私有地にまつわる諸問題）に関連して

- ・地主との交渉
- ・交渉結果に基づく自治会・関係住民による具体的な手続き

を円滑に進めるために自治会の法人化を検討することを表明している。

これについては、当面は、執行部より有志によびかけ、様々な観点からの勉強会を進める予定にしている。

（ただし前記1, 2の課題の進捗状況およびその内容によっては急ぐ必要も考えられるので臨機に対応する）